



No.14

広報はとまがわ

H13. 4. 1現在

地区面積

57,118,123㎡

組合員数

4,181名



【砥落揚水機場】

昭和53年度 県営かんがい排水事業で造成

平成13年度各種予算総額

2,629,364,210円

平成13年通常総代会開催(21ヶ件原案可決)

去る3月7日、平成13年通常総代会が南方町農村環境改善センターに於いて総代70名の出席の元開催されました。その中「新世紀を迎え、昨年制定された食料・農業・農村基本法では、健康な生活の基礎となる良質な食料を合理的かつ安定的に供給する役割を果たすこと、国土や環境の保全等多面的機能を十分に発揮することなど、農業・農村の役割は、国民的期待とともにこれまで以上に重要となっており、我々改良区の果たす役割や重要性はさらに増し、関係機関と密に連絡・連携を取り合い目的達成に向け鋭意努力していく」と理事長が挨拶を述べた後、佐藤秀夫総代が議長に選任され、提出議案21ヶ件議案を慎重に審議した結果、原案のとおり可決し閉会しました。



議決事項

- ▼第一号議案 国営造成施設管理・体制整備促進事業(「管理・体制整備型」実施について)
- ▼第二号議案 平成十二年度一般会計歳入歳出補正予算の理・事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第三号議案 「定款附属書」迫川沿岸土地改良区役員選挙規程の一部変更について
- ▼第四号議案 財産の取得及び処分について
- ▼第五号議案 平成十二年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第六号議案 平成十二年度特別会計(県営・団体営・非補助・県営事業)償還金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第七号議案 平成十二年度特別会計(県営は場整備事業)歳入歳出補正予算議決について
- ▼第八号議案 長期借入金及び償還方法(県営は場整備事業)の一部変更について
- ▼第九号議案 平成十二年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算議決について

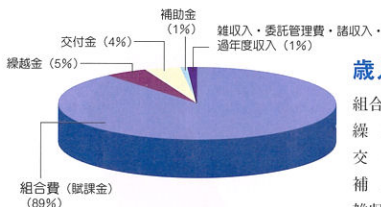
- ▼第十号議案 第2旧迫川地区県営基幹水利施設補修事業計画について
- ▼第十一号議案 平成十三年度一般会計歳入歳出予算議決について
- ▼第十二号議案 平成十三年度特別会計（県営・団体営・非補助・県営事業）償還金歳入歳出予算議決について
- ▼第十三号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について
- ▼第十四号議案 平成十三年度特別会計（県営ほ場整備事業）歳入歳出予算議決について
- ▼第十五号議案 長期借入金及び償還方法（県営ほ場整備事業）について
- ▼第十六号議案 平成十三年度特別会計（農業沿遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十七号議案 平成十三年度農地転用決済金の徴収額決定について
- ▼第十八号議案 平成十三年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十九号議案 平成十三年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について

いて

▼第二十号議案 平成十三年度特別会計（大区域ほ場高度利用促進事業）歳入歳出予算議決について

▼第二十一号議案 平成十三年度賦課金及び用水使用料の徴収について

平成13年度 一般会計歳入歳出予算額 1,056,977千円

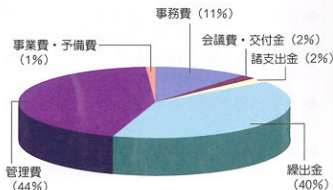


歳入

組合費（賦課金）	938,499,000円
繰越金	56,790,000円
交付金	40,100,000円
補助金	12,730,000円
雑収入・委託管理費・諸収入他	8,858,965円

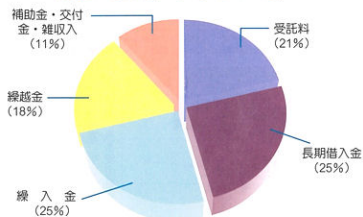
歳出

事務費	121,450,000円
会議費・交付金	21,301,800円
諸支出金	20,320,000円
繰出金	427,986,200円
管理費	455,216,000円
事業費・予備費	10,703,965円



平成13年度県ぽ特別会計予算

歳入歳出予算額 61,846,000円

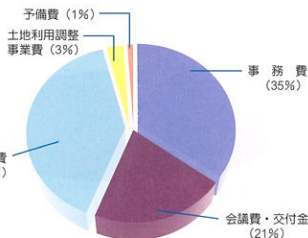


歳入

受託料	13,000,000円
長期借入金	15,455,000円
繰入金	15,538,665円
繰入金	11,350,000円
補助金・交付金・雑収入	6,502,335円

歳出

事務費	21,730,000円
換地業務費	13,000,000円
事業費	24,460,000円
土地利用調整事業	
予備費	1,800,000円
	856,000円



特別会計 13年度予算

- 県営・団体営・非補助・県ぽ事業償還金
601,005,017円
- 農地転用決済金積立金
154,140,000円
- 蕨栗沼遊水地事業積立金
95,164,228円
- 職員退職給与積立金
281,629,000円

- 財政調整積立金
212,308,000円
- 担い手育成支援事業
157,478,000円
- 大区画高度利用促進事業
8,816,000円

維持管理

インフォメーション

揚水期到来

揚水開始に伴うゴミ流しについて

米山地区 4月18日午前9時 米山機場・山吉田機場

南方地区 4月18日午前9時 山吉田機場

迫地区 4月18日午前9時 西館機場

南方地区 4月18日午後1時 南方機場

水路管理者が、事前に関係各路線の分水並びにゲートの確認を事前に行いますが組合員の方もご注意願います。

本田揚水について

4月19日から4月20日までは、日中のみ運転します。

4月23日から8月31日までは、24時間運転としますが、地域によっては、運転を停止したり中干しの実施により休止する場合がありますので、当土地改良区または、機場管理者地域の役員さん方にお問い合わせ下さい。揚水の終了については、稲の生育状態により延長することもあります。

4月末から5月初めの連休にかけて農作業が集中するため用水不便を来している所もありますが、水路管理人をもって調整し、それでも困難な路線では、番水制を取ることもあります。

排水の調整について

降雨量又は用水の余水量が多く稲作に被害を及ぼす影響がある場合運転します。降雨量が多く排水機場を稼働している場合用水の供給を止める場合もありますのでご理解をお願いします。

水路の清掃について

土地改良区が直接管理するのは幹支線級の用排水路で、小用排水路については、組合員個別に清掃と管理をお願いします。

平成13年度県ほ事業施工計画図

野谷地地区



城内地区



平成十三年度

県ほ事業施工計画

●野谷地地区

事業

幹線道路舗装工事

延長 千メートル

第三揚水機場

取付ゲート工事

補完工事

●城内地区

暗渠排水工事

換地 換地処分

換地計画において定め

られた事項は、換地処

分によって実現されて

いく。つまり、工事後

の新しい土地の地番、

地目、地積等の確定及

び所有権その他の権利

関係の確定など、総て

は換地処分がされたこ

とによって最終的に実

現されたことになりま

す。このため、換地計

画の決定について、今

年六月頃権利者会議を

開催する予定になっ

ています。

●城内地区

暗渠排水工事

補完工事

換地

工事後の土地評価

農地利用集積

担い手への農地利用集

積のため、作業受委託

や農地の貸借などの推

進をしていきます。

平成12年度新規事業

国営造成施設管理体制整備促進事業

『管理体制整備型』⇒土地改良区管理費に対する助成制度

創 設

1. 事業の趣旨

本事業は、農業水利施設（農業用効果）が持つ多面的機能（農業外効果）の発揮等について、地域が適切な取り組みを促進する観点から、県が各市町村と連携し、土地改良区の手続き体制の整備・強化を図ることとし、それに対し国が助成するものである。

2. 事業内容及び事業主体

国営造成施設及びこれと一体不可分な国営付帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制整備を図るために行う次の3事業の支援活動に対する助成。

(1) 管理体制整備計画策定事業→事業主体…県

（管理水準、体制、費用分担など具体的目標の設定）

(2) 管理体制整備推進活動事業→事業主体…各市町村

（協議会の活動等を通じた地域における協議調整や合意形成）

(3) 管理体制整備強化支援事業→事業主体…各市町村

（多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援）

⇒土地改良区施設の操作運転、整備補修に必要な経費及び地域の要請に応じて実施する管理強化に必要な設備投資も対象。

3. 採択要件

国営造成施設を管理する土地改良区等を対象。

4. 事業の実施期間

5カ年間（平成12年度から平成16年度まで）

5. 補助率（支援率）

区 分	国(%)	県(%)	市町村(%)
計画策定事業	50	50	—
推進事業	50	25	25
支援事業	50	25	25

6. 支援事業交付額

平成12年度に800万円、平成13年度に3,300万円の支援を受け、平成14年度から平成16年度まで本年同様交付金の支援を要請する。（交付金額については未定）

7. 事業対象施設

本土地改良区が管理している国営、県営造成施設の種別・委託管理等問わず、すべての施設。

※事業の助成額に伴い土地改良区管理費の軽減

例年、維持管理上において、施設操作運転及び、整備補修等にかかる全体経費の37.5%と管理の強化（農業外効果）のための設備投資額の合計を上限として、国県市町村が土地改良区に対し支援することにより、本事業実施期間は、土地改良区の維持管理費が軽減される。

※管理体制整備型の新規採択は、平成12年度のみとされている。

お知らせ

平成13年度から賦課金の徴収方法が変わります。

先にお知らせしましたとおり、平成13年度より賦課金徴収方法の変更について、去る3月7日開催の総代会に於いて、下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

1) 変更の目的 年2回の徴収回数を4回に変更して、組合員の賦課金の納入を容易にするため。

2 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
1 期	平成13年 5 月15日	平成13年 5 月31日	25%
2 期	平成13年 7 月15日	平成13年 7 月31日	25%
3 期	平成13年10月15日	平成13年10月31日	25%
4 期	平成13年12月15日	平成13年12月27日	25%

但し、10,000円未満の賦課金は、第1期一括徴収とする。

事務の合理化のため、一般会計と特別会計（償還金・県営事業）の賦課金を一般会計に統合し、一枚の納付書で徴収する。

徴収割合は、期別毎均一とする。

2) 尼池地区及び用水使用料

上記の地区については、平成13年10月15日発布、平成13年10月31日の納期で100%賦課とする。

3 完納奨励金

平成12年度までは、100分の3の奨励金（一般会計のみ）を支払っているが、平成13年度からは、特別会計も含め賦課金総額の100分の2とし、原則として各期別に支払う。（尼池地区、用水使用料については奨励金は支払わないこととする。）

平成13年度10a当たり賦課金

（単位：円）

区 分	10a当り 賦課金	前年度 増減	区 分	10a当り 賦課金	前年度 増減
経 常 賦 課 金			県 ぼ 第 4 地 区	7,280	140
事 務 費			県 ぼ 第 6 地 区	4,350	30
出 畑	2,600		県 ぼ 第 1 1 地 区	3,780	△ 420
畑	1,300		県 ぼ 第 1 3 地 区	6,590	40
第 1 地 区	4,000	△ 500	県 ぼ 第 3 地 区	4,150	△ 1,810
第 2 地 区	3,600	△ 300	県 ぼ 第 7 地 区	9,880	△ 40
排 水 地 区	3,400	△ 500	県 ぼ 第 8 地 区	8,330	
1/2	1,700	△ 250	県 ぼ 第 9 地 区	8,710	100
沼 沼	8,400	△ 400	長 地 町 新 田 区	9,760	
崎 大 平 前	2,000		沼 地 新 根 区	6,780	△ 920
内 浦 地 区	5,800	△ 200	北 浦 地 区	5,110	△ 140
米 山 地 区	6,500	△ 1,000	西 谷 地 地 区	9,460	△ 300
特 別 会 計 賦 課 金			尼 池 地 地 区	6,600	500
第 1 地 区	2,360	△ 210	追 地 泥 内 区	7,570	540
第 2 地 区	1,270	△ 30	南 土 手 の 内 区	4,760	300
第 2 地 区	255	△ 5	茂 伝 治 区	2,960	50
第 1 地 区	5,350	210	県 ぼ 特 別 会 計 賦 課 金		
千 貫 区	6,780	1,820	経 常		
野 谷 地 区	3,630	△ 3,830	城 内 地 区	1,000	△ 1,000
畑 岡 分 区	6,650	△ 10	野 谷 地 地 区	2,400	200
一 の 曲 分 区	3,350	100	城 内 地 区	1,700	200
県 ぼ 第 2 地 区	7,320	△ 350			
県 ぼ 第 5 地 区	7,880	△ 200			
県 ぼ 第 1 0 地 区					

用水使用料

(単位：円)

区 分	10a 当り 使用料	徴 収 期 限	区 分	10a 当り 使用料	徴 収 期 限
事 務 費	2,600	平成13年10月31日限り	排水地区	1,700	平成13年10月31日限り
第1地区	2,000	々	内浦地区	4,060	々
第2地区	1,800	々	米山地区	2,925	々

繰上償還について

平成13年度において、組合員より要望があったので、県営は場整備事業借入金について、下記により繰上償還を実施することにしましたのでお知らせします。

繰上償還希望者は、改良区に來所の手続きを願います。(遠隔地の方は、電話・郵便等で連絡願います。)
尚、繰上償還については、農林漁業金融公庫の承認を必要としますので、場合によっては繰上償還ができないことがありますので申し添えます。

1 申請期間

平成13年5月1日～平成13年5月31日まで

2 繰上償還額

別表のとおり(10a 当たり償還額は、若干変更になる場合があります。)

3 繰上償還の徴収時期及び方法

農林漁業金融公庫の承認後別途通知します。

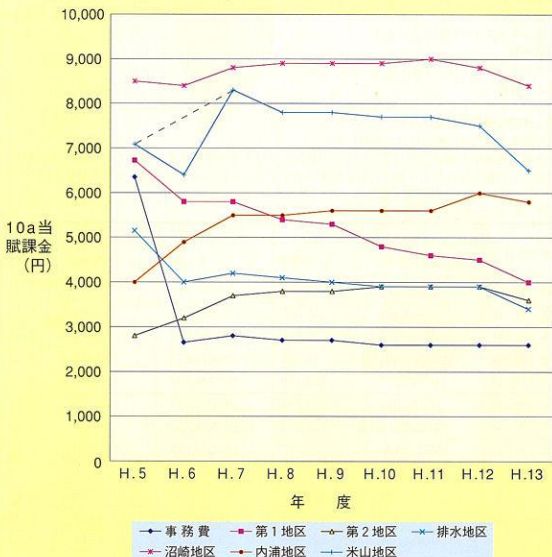
現在事業実施中の地区(野谷地区・城内地区)及び平準化事業に取り組んでいる地区(千貫区、野谷地区、一の曲分区、第10地区、第6地区、第11地区)については、繰上償還の対象とはなりません。

対象地区名	借 入 残 元 金		繰上償還しない場合		
	繰上償還対象額	10a 当り償還金	償 還 金 額	10a 当り償還金	最終償還 年 度
畑 岡 分 区	18,384,811	24,146	25,376,266	33,328	H. 26
第 2 地 区	82,829,399	19,377	114,071,079	26,686	H. 25
第 5 地 区	126,388,281	35,911	156,668,742	44,514	H. 24
第 4 地 区	103,159,503	45,496	130,074,673	57,365	H. 26
第 1 3 地 区	140,913,273	135,470	197,728,094	190,090	H. 26
第 3 地 区	75,554,324	24,818	98,012,247	32,195	H. 27
第 7 地 区	761,748,354	75,483	986,145,886	97,720	H. 27
第 8 地 区	205,374,146	34,077	251,320,531	41,770	H. 27
第 9 地 区	25,008,697	36,751	29,972,934	44,046	H. 26
町 新 田 区	20,384,688	125,675	27,377,639	168,788	H. 32
地 頼 区	20,261,694	129,234	27,418,627	174,883	H. 32
北 浦 地 区	68,984,961	125,425	93,482,071	169,964	H. 33
泥 内 区	56,468,328	119,746	75,252,854	159,580	H. 34
土 手 の 内 区	21,234,508	80,921	28,009,834	106,741	H. 34
茂 伝 治 区	4,037,576	57,794	5,294,254	75,783	H. 34

合併後の賦課金の推移

地区名	H.5	H.6	H.7	H.8	H.9	H.10	H.11	H.12	H.13
事務費	6,349	2,650	2,800	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600
第1地区	6,729	5,800	5,800	5,400	5,300	4,800	4,600	4,500	4,000
第2地区	2,800	3,200	3,700	3,800	3,800	3,900	3,900	3,900	3,600
排水地区	5,149	4,000	4,200	4,100	4,000	3,900	3,900	3,900	3,400
沼崎地区	8,500	8,400	8,800	8,900	8,900	8,900	9,000	8,800	8,400
内浦地区	4,000	4,900	5,500	5,500	5,600	5,600	5,600	6,000	5,800
米山地区	7,085	6,400	8,300	7,800	7,800	7,700	7,700	7,500	6,500

※ H.5は、合併前年度の10a当たり賦課金。事務費については、旧迫川土改の事務費を南迫土改と米山土改に振り分け平均で算出。第2地区については、旧迫土改の地区外の賦課金を掲載



合併直前の職員数は、3土地改良区で53名が在職していたが統合合併と同時に40名に削減された。その後7年間で他の土地改良区等に移動並びに定年及び勤奨退職者をあわせ8名が減になり、平成13年3月現在33名(1名採用)である。

また、国、県、関係市町村等と協議し、平成12年度創設の管理体制整備促進事業等を導入し、平成13年度賦課金を10a当たり1,000円の減額に結びつけている。



諸変更手続きは、 すみやかにお願いします。

組合員資格得喪届出等を

1. 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買、あるいは、受委託等により移動した場合

2. 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき、あるいは経営を移譲されたとき、又は住所を変更された場合

3. 農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、又は第3者移譲をされた場合

4. 農地を農地以外のものに転用したとき

地区内にある農地を宅地や畑等に転用したとき、あるいは道路等、公共事業用地に買収された場合

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成13年度農地転用決済金

地 区 名		1,000㎡当り決済金	地 区 名		1,000㎡当り決済金	
事 務 費 田		52,000円	第 2 地 区		23,354円	
事 務 費 畑		26,000円	第 3 地 区		28,210円	
第 1 地 区		92,660円	第 3 地 区 畑		5,642円	
第 2 地 区		78,000円	第 4 地 区		46,557円	
排 水 地 区		78,000円	第 5 地 区		33,868円	
沼地	沼 崎 区	178,000円	第 6 地 区		92,191円	
崎区	大 平 前 区	40,000円	第 7 地 区		85,694円	
内 浦 地 区		114,660円	第 7 地 区 畑		17,138円	
米 山 地 区		152,660円	第 8 地 区		32,516円	
県事	第 1 地 域	13,371円	第 8 地 区 畑		6,503円	
	第 2 地 域 田	5,442円	第 9 地 区		34,398円	
営業	第 2 地 域 畑	1,088円	第 9 地 区 畑		6,879円	
西谷	谷 地 区	63,918円	第 1 0 地 区		31,759円	
県第 一地区 ほ区	千分 千 貫 区	40,412円	第 1 1 地 区		146,044円	
	四区 野 谷 地区	53,672円	第 1 3 地 区		175,491円	
	畑 岡 分 区	27,724円	長地	町 新 田 区	157,231円	
	一 の 曲 分 区	151,746円	沼区	地 糠 区	163,317円	
北浦	浦 地 区	159,229円	平事	第地	千 貫 区	19,493円
迫地	泥 内 区	151,250円			野 谷 地区	19,573円
南浦	土 手 ノ 内 区	101,298円	準	一区	一 の 曲 分 区	15,421円
部区	茂 伝 治 区	72,742円			第 6 地 区	32,167円
野谷	谷 地 地区	61,188円			第 1 0 地 区	14,479円
城谷	内 地 地区	25,714円		化業	第 1 1 地 区	22,333円

「ゴミ」を捨てないで！

農業用水路にゴミが不当に捨てられ大変困っています。用排水ポンプの停止や、樋門の開閉不良・樋管詰まり破損など、不要な経費を必要とし賦課金の無駄遣いになります。ゴミは絶対に水路等へ捨てないでください。また、不法投棄等を発見したときは土地改良区まで連絡願います。



水難事故防止にご協力を！

農繁期を迎え、用排水路等は、満水となり大変危険な箇所となります。特に子供たちの水遊びについては、地域ぐるみで声をかけ悲しい水難事故防止にご協力をお願いします。

表彰紹介

▽全国土地改良事業団体連合会 金章受賞

去る三月二十七日、東京シエーンパツ八砂防において、第四十二回土地改良功労者表彰式が開催され、当土地改良区は、土地改良事業の推進等の功績が認められ、金章部門で団体表彰を受けました。



▽東北地区農地集団化促進協議会 会長表彰

平成十二年度東北地区農用地等集団化事業表彰式が三月二十七日KKRホテル仙台で開催されました。席上、山・迫地域の県営ほ場整備事業の換地業務に従事し、農地集団化事業の向上に貢献した功績が認められ、功労者として次の職員が表彰されましたので紹介します。

事業課 第二維持係長

渥美 光行

人事往来

▽部落連絡委員

土地改良区の円滑な運営を期するため、改良区と組合員のパイプ役としてお世話をしてくださる、部落連絡委員の方々が交代されたので紹介します。

三塚 正恵（山の神上）
千葉 信栄（山の神下）
高森 英信（西館）
佐藤 一郎（新町2）

▽職員の部

（ ）は旧所属名
平成十三年三月三十一日付
退職

熊谷 憲
（事業課機場係長）

岡本 八重子
（事業課事業係主査）

二人は、迫川沿岸土地改良区合併以前から土地改良事業一筋に邁進してきましたが、後進に道を譲り退職されました。
今後のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

平成十三年四月一日付
事業課 機場係長

太田 和夫
（事業課機場係技術主査）